

令和8年8月28日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
埼玉森林管理事務所長 兵藤 尚

下記の案件について見積り合わせを実施しますので、参加をご希望の方は期限までに見積書の提出をお願いいたします。

記

1 件名

庁舎照明器具交換作業

2 業務内容

規格・数量 別紙「仕様書」のとおり

納入期限 令和9年3月31日（水）

納入場所 埼玉森林管理事務所（埼玉県秩父市大野原 491-1）

3 見積書の提出期限及び場所

電子調達システム、郵送、電子メールまたは持参によりご提出ください。

見積書開封日時は令和8年9月18日（金）9時01分です。

（1）電子調達システム

提出期限：令和8年9月18日（金）9時00分

URL：<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

（2）郵送

提出期限：令和8年9月18日（金）9時00分

送り先：〒368-0005 埼玉県秩父市大野原 491-1 埼玉森林管理事務所 総務グループ

※郵送の場合は「書留」（「簡易書留」可）または「配達証明」で郵送してください。

（3）電子メール

提出期限：令和8年9月18日（金）9時00分必着

送り先：ks_saitama_nyusatsu@maff.go.jp（埼玉森林管理事務所 総務グループあて）

※電子メールの場合、見積書の押印は省略してください。

※件名は「庁舎照明器具交換作業見積書」としてください。

(4) 持参

提出期限：令和8年9月18日（金）9時00分

提出場所：埼玉県秩父市大野原 491-1 埼玉森林管理事務所

受付時間：8時15分から17時00分（土日祝日及び平日正午から13時を除く）

4 提出書類

(1) 見積書

- ・添付の見積書様式を用いて作成してください。
- ・電子調達システムで提出する場合、見積額は税抜金額を入力してください。
- ・紙または電子メールで提出する場合、見積額は税抜金額と税込金額が分かるように記載し、必ず日付を記載してください。

(2) 内訳書

- ・添付の内訳書様式を用いて作成してください。

(3) 下記5（1）①を有する場合、資格審査結果通知書の写し

(4) 照明器具交換作業を行う者の第1種電気工事士免状又は認定電気工事従事者認定証の写し

※郵送、持参の場合は上記書類を封緘し、封筒の表に「庁舎照明器具交換作業 見積書在中」と記載してください。

5 必要な資格等

下記（1）かつ（2）を満たしていること

(1) 下記①～③のいずれかを満たしていること

①令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格（「物品の販売（電気・通信用機器類）」または「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」）を有する者

②関東森林管理局競争参加資格（業種区分「電気」または「建築一式」）を有する者

③関東森林管理局随意契約登録者名簿に登録され、「役務の提供（施設維持・修繕）」の資格を有する者

(2) 照明器具交換作業を行う者が第1種電気工事士免状または認定電気工事従事者認定証を有すること

6 契約者の決定

提出された見積書の金額が予定価格の範囲内で、最低見積価格を提示した者を契約の相手方とします。

7 契約締結日

見積書採用の日から1週間以内とします。

8 添付書類

(1) 仕様書 (2) 契約条件書 (3) 見積書・内訳書様式

9 その他

(1) 見積書の提出前に、埼玉森林管理事務所 HP 掲載の「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」および「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認してください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/saitama/koubai/opencounter.html>

(2) 見積書を提出した場合は、別紙「契約条件書」を承諾したものとみなします。

(3) 100万円を超える契約については請書の提出が必要となります。

担当：埼玉森林管理事務所 総務グループ 電話：0494-23-1260
--

仕様書

1. 件名：庁舎照明器具交換作業
2. 履行場所：埼玉県秩父市大野原 491-1 埼玉森林管理事務所庁舎（1階建て）
3. 履行期間：契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
4. 作業内容：埼玉森林管理事務所庁舎・書庫等のLED照明器具34台を調達・交換する作業
（詳細は別添「作業内訳書」参照）
5. 成果品：①作業報告書（作業実施前・実施後の写真を含むもの）
②完了届（任意様式）
③納品書（任意様式）
④保証書
6. その他
 - （1）作業日程等
 - ・作業にあたって監督職員と連絡を密に行い実施すること。
 - ・作業実施前に作業日程表を作成し、監督職員の承認を得ること。
 - ・片付けを含む作業時間は、原則、開庁時間（8:15～17:00）とし、やむをえず開庁時間外に作業が必要な場合は監督職員と協議すること。
 - （2）養生・安全対策等
 - ・作業にあたっては、人員・施設・備品等に汚染・損害を与えないように適切な養生等の措置を行うこと。汚染・損害を与えた場合には直ちに現状復旧すること。
 - ・庁舎にある備品で作業に支障をきたすものについては、監督職員の指示の下、受注者の責任において移動し、また戻すこと。
 - ・作業上の妨げとなることが予想される事がある場合は、事前に監督職員に申し出、その指示によること。
 - ・作業にあたっては、必要に応じて作業場所をカラーコーン等で区画する等の安全対策を行うこと。
 - （3）清掃・後片付け等
 - ・作業に伴う残材料及び発生材は、関係法令に従い適切に処分すること。
 - ・作業終了後、当該作業に関する部分の片付け及び清掃を行うこと。また、十分に点検を行い、異常のないことを確認すること。

(4) 検査

- ・作業完了後は成果品を提出し、「契約条件書」2に記載の検査を受けること。
- ・検査に合格しても、3ヶ月以内に当該作業に瑕疵があることが発見された場合は、その瑕疵を無償で修正又は損害を賠償すること。

(5) 守秘義務

- ・作業遂行上知り得た秘密を法令で定める場合を除き第三者に漏らしてはならない。これは、契約満了後または契約の解除後においても同様とする。

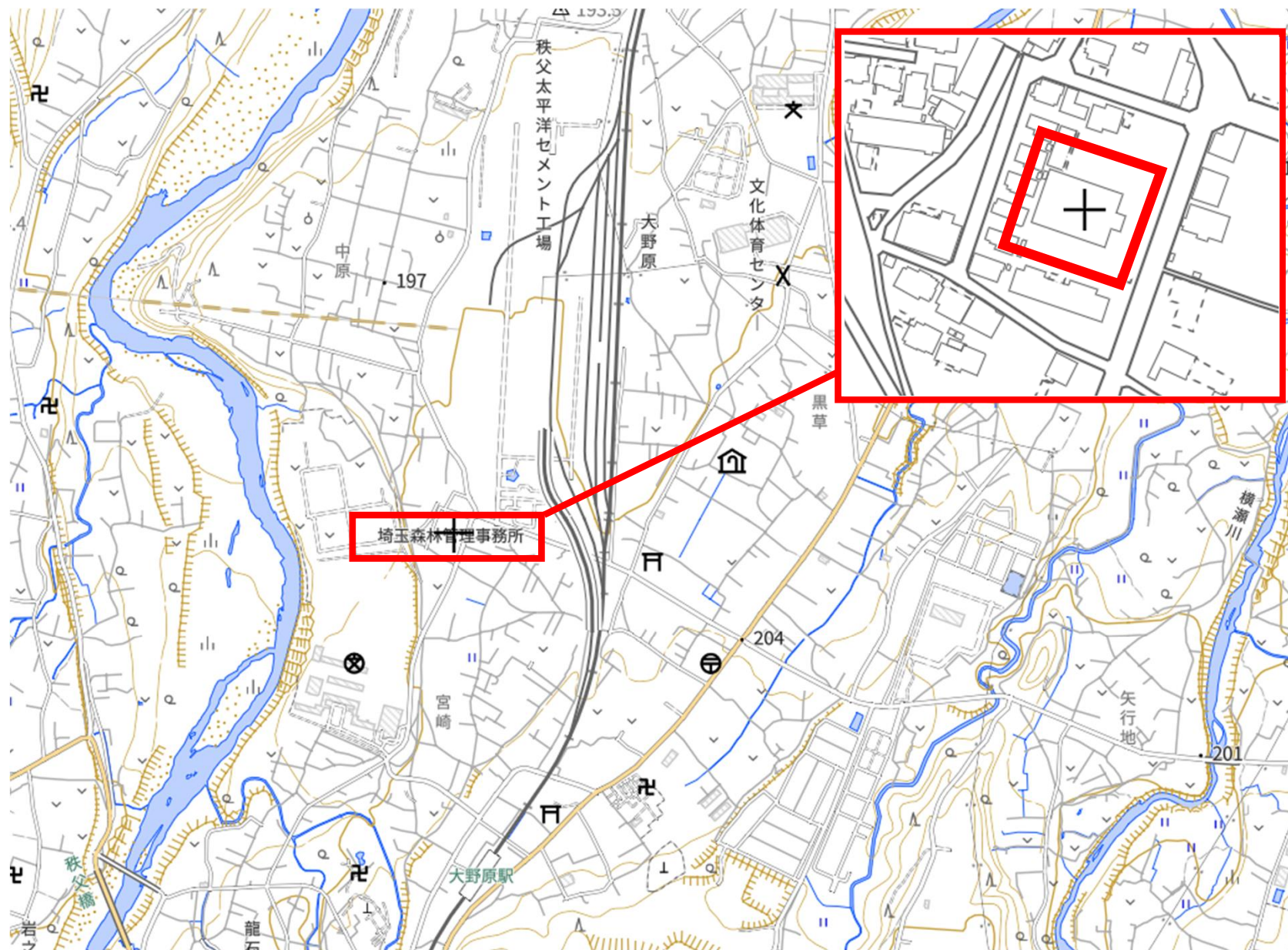
(6) 関係法令及び条例の遵守

- ・作業にあたっては、すべての関係諸法令及び条例等を遵守し、諸法令の適用運用は受注者の責任において行なければならない。
- ・作業内訳書の内容が関係諸法令及び条例に照らし不適當な場合や、矛盾していることが判明した場合は直ちに監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。

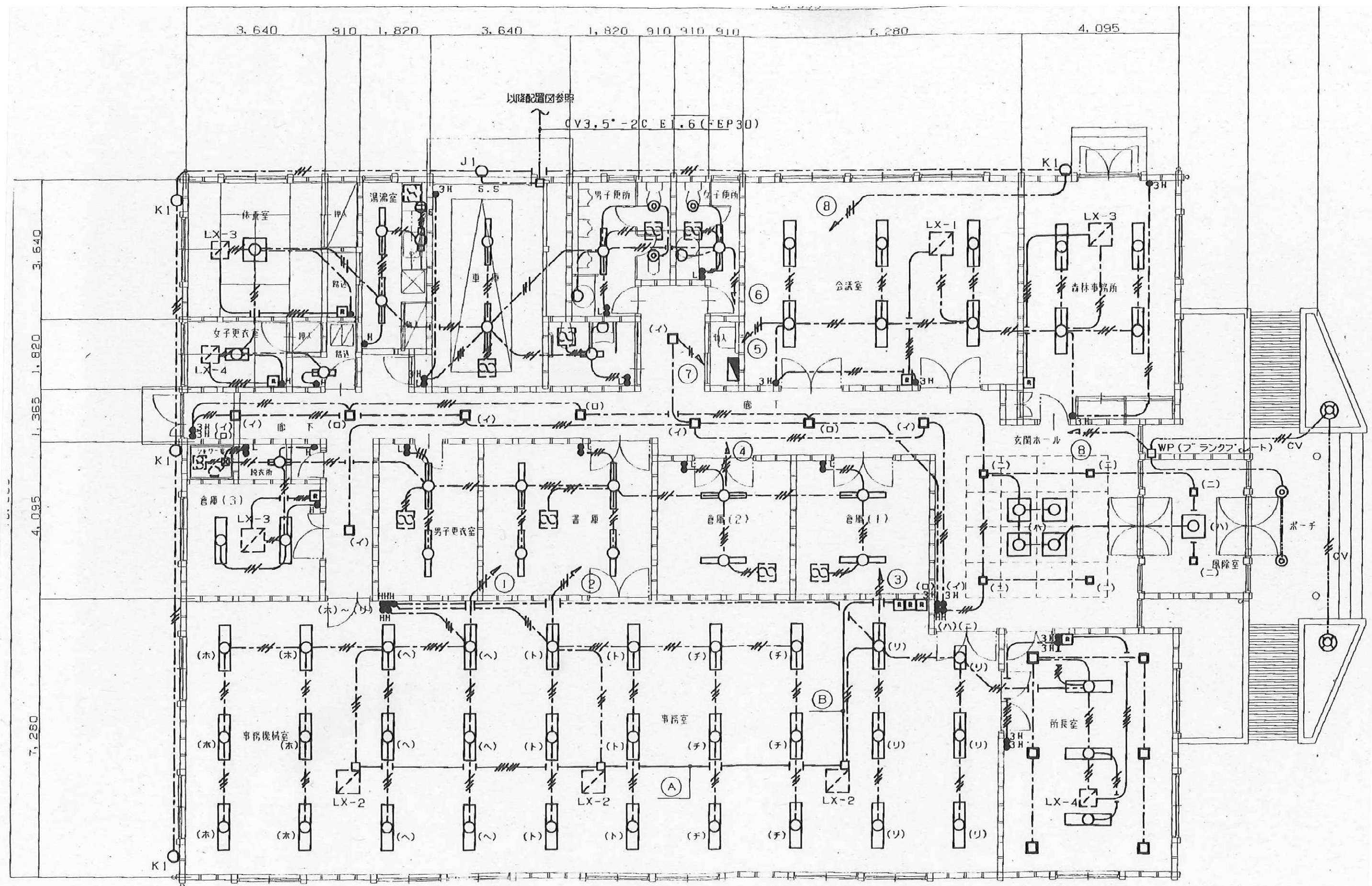
作業内訳書

1. 埼玉森林管理事務所 案内図

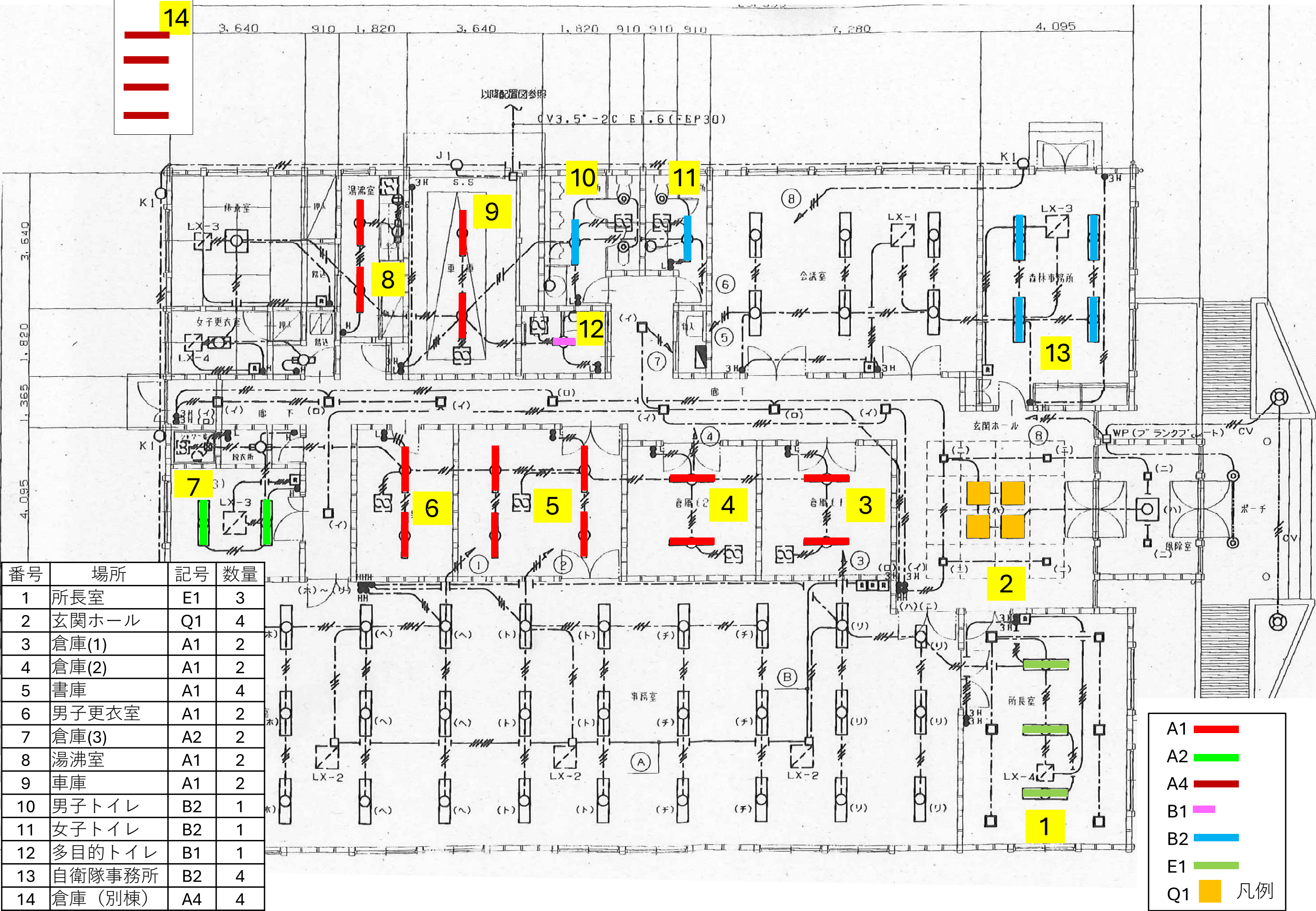
(所在地：埼玉県秩父市大野原491-1)



2. 埼玉森林管理事務所 照明器具配置図



3. 埼玉森林管理事務所 照明器具交換箇所 (34台)



4. 数量一覧表

記号	品名	規格・品質	例示品	数量	単位
A1	LED照明器具	LED Hf蛍光灯32形高出力型1灯器具相当 天井直付型 40形 3200 lm ※グリーン購入法適合品	XFX430AENLE9	14	台
A2	LED照明器具	LED Hf蛍光灯32形高出力型2灯器具相当 天井直付型 40形 6900 lm ※グリーン購入法適合品	XFX469DENLE9	2	台
A4	LED照明器具	LED Hf蛍光灯32形定格出力型1灯器具相当 天井直付型 40形 2500lm ※グリーン購入法適合品	XFX420NENLE9	4	台
B1	LED照明器具	LED 直管形蛍光灯FL20形1灯器具相当 天井埋込型 20形 800 lm ※グリーン購入法適合品	XFX209RENLE9	1	台
B2	LED照明器具	LED Hf蛍光灯32形高出力型1灯器具相当 天井埋込型 40形 3200 lm ※グリーン購入法適合品	XFX430FENLE9	6	台
E1	LED照明器具	LED Hf蛍光灯32形高出力型2灯器具相当 天井埋込型 40形 6900 lm ※グリーン購入法適合品	XFX469VENLE9	3	台
Q1	LED照明器具	LED コンパクト形蛍光灯FHP32形3灯器具相当 天井埋込型 和紙柄パネル（木製格子） 電球色 ※グリーン購入法適合品	XL573WATZLA9	4	台
	交換作業費	雑材消耗品費・発生材処分費を含む		1	式

(照明器具 計 34 台)

- ※ 上記の規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品を納入すること。
- ※ 物品の納入については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を追うこと。
- ※ 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

契 約 条 件 書

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は本件を終えたときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって完了したものとする。
甲は完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格の箇所があったときは、契約期限内又は甲の指定した期限内に改善し、再検査を受ける。この場合前項の条件を適用する。
- 4 乙は納付期限までに完了できないときは、すみやかに納付期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合を除き納付期限までに完了できないときは、遅延日数に応じ、契約金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。
- 6 乙は本件を完了したときは、代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 9 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 10 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

見 積 書

令和8年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
埼玉森林管理事務所長 兵藤 尚 殿

(見積人)
住 所

商号又は名称
代表者氏名

(代理人)
氏 名

¥ (税込金額)

(うち、消費税額 ¥)

ただし 庁舎照明器具交換作業 の代金

上記のとおり、関東森林管理局署等随意契約見積心得および見積依頼書記載事項を承知の上、見積します。

(注意事項)

※代理人氏名の欄に担当者氏名を記入しないようご注意ください。代理人が見積もりを行う場合は委任状が必要となります。

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。

内訳書

件名： 庁舎照明器具交換作業

記号	品名	品番・規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
A1	照明器具		14	台		
A2	照明器具		2	台		
A4	照明器具		4	台		
B1	照明器具		1	台		
B2	照明器具		6	台		
E1	照明器具		3	台		
Q1	照明器具		4	台		
	交換作業費		1	式		
					小計(税抜)	
					消費税	
					合計(税込)	